

年末調整 よくあるご質問・過去にいただいたご質問

媒体	質問	回答
WEB	基礎控除申告書に記載される金額が実態の値と異なるのはなぜか。	SHR の仕様により、区分 I の判定区分にはアンケートの選択肢に応じた一律の金額が記載されます。
WEB・用紙	年の途中で障害者の対象から外れたため、「該当しない」を選択したが合っているか。	12 月 31 日時点で判断するため、年の途中で障害者でなくなった場合、今年は障害者控除を受けることができません。「該当しない」の選択で間違いありません。総務が備考欄にその旨を手書きで記入いたします。
WEB・用紙	原本は提出しなければならないのか。提出方法を教えてほしい。	税務署より原本の提出が必須と言われておりますので、ご郵送または本社へご持参いただきますようお願いいたします。担当営業に会う機会がございましたら、その者にお渡しいただいても構いません。
WEB	既に完了したが、誤って入力してしまったのでやり直したい。	原本提出前であれば、年末調整を差し戻しますので担当営業もしくは本社までご連絡ください。
WEB	年末調整でマイナンバーの入力画面がなかったが大丈夫か。	年末調整ではマイナンバーの提供依頼ができない仕様になっております。会計事務所提出時には、入社時等に既にお預かりしているマイナンバーを使用いたします。
WEB・用紙	年の途中で扶養家族が他界したが、そのような入力欄がなかったため、「今年（2023 年）の税法上の扶養対象とする」を選択したが問題ないか。	年の途中で亡くなられた扶養親族については、控除の適用を受けることができます。「今年（2023 年）の税法上の扶養対象とする（2024 年はしない）」の選択で間違いありません。総務が備考欄にその旨を記入いたしますので、その旨をご連絡ください。
WEB・用紙	同居の親族が支払っている保険は控除対象になるか。	控除対象になるものは、所得者本人が支払ったものに限られます。
WEB・用紙	税法上の扶養家族を詳しく教えてほしい。	条件を満たす扶養家族がいる場合、あなたの所得税や住民税の負担が軽減されます。下記【対象となる方】のうち、【条件】に該当する家族が対象です。 【対象となる方】 あなたと生計を一にしている下記に該当する方。 ・配偶者 ・親族（6 親等内の血族および 3 親等内の姻族） ・都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子） ・市町村長から養護を委託された老人 ※16 歳未満の扶養家族も対象です。 【条件】 家族に収入がある場合は、年間の合計所得額が 48 万円以下 ※給与収入のみの場合、その年の給与収入が 103 万円以下 ※年金収入のみの場合、その年の年金収入が 65 歳未満：108 万円以下、65 歳以上：158 万円以下